

## 加古川市子育て家庭ショートステイ事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に規定する児童をいう。以下同じ。）を養育している家庭の保護者が、疾病等の事由により、家庭における養育が困難となった場合や母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することによりこれら児童及びその家庭の福祉の向上を図るため、加古川市子育て家庭ショートステイ事業（以下「事業」という。）を実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 事業の対象者は、次の各号に掲げるものを除き、市内に住所を有し、かつ、家庭において一時的に養育が困難となった家庭の児童、又は緊急一時的に保護を必要とする母子等で市長が認めた者とする。

(1) 法令の規定に基づいて、医療機関に収容されるべき児童

(2) 前号に掲げるもののほか医療機関に入院して、治療を必要とする児童

### (要件)

第3条 この事業を受けるための要件は、児童の保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加の社会的な事由により家庭において養育できないため、一時的に養育する必要があると認めた場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等とする。

### (期間)

第4条 養育又は保護（以下「養育等」という。）の期間は、原則として7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、1月を限度とする必要最小限の範囲内で延長することができる。

### (実施施設)

第5条 市長は、一時的に養育を必要とする児童又は緊急一時的に保護を必要とする母子等を、市長があらかじめ指定した児童養護施設、乳児院又は適切な処遇が確保される施設（以下「実施施設」という。）において、事業を実施する。

### (経費負担等)

第6条 市長は、実施施設における養育等及び当該養育等に附随する居宅等と実施施設の間の送迎に要する経費を支弁する。

2 保護者は、養育等に必要となる1日当たりの経費を別表第1に定めるところにより、負担しなければならない。

3 保護者は、養育等に附随する居宅等と実施施設の間の送迎を利用したときは、当該送迎に関する経費を別表第2に定めるところにより、負担しなければならない。

4 保護者は、第2項及び第3項に定める経費のほか、この事業に要する児童の移送に要する経費、医療費又は行事参加等特別に要する経費を負担しなければならない。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年8月14日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年6月30日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年10月6日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年2月19日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年11月1日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年1月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年3月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

養育等に要する費用		2歳未満児・慢性疾患児	2歳以上児	緊急一時保護の母親
事業費単価		10,700円	5,500円	1,500円
利用者負担	生活保護世帯 措置世帯	0円	0円	0円
	市町村民税非課税世帯 ひとり親世帯	1,100円	1,000円	300円
	その他の世帯	5,350円	2,750円	750円

- 注意
- ・この表において、「措置世帯」とは、児童福祉法第21条の18第2項に規定する世帯とする。
  - ・この表において、「市町村民税非課税世帯」の認定は、4月から6月までの利用については、前年度分により、7月以降の利用については、当該年度分による。
  - ・この表において、「ひとり親世帯」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する世帯とする。

別表第2（第6条関係）

養育等に附随する居宅等と実施施設の間の送迎に要する費用		金額（片道）
事業費単価		2,000円
利用者負担	生活保護世帯 措置世帯	0円
	市町村民税非課税世帯 ひとり親世帯	200円
	その他の世帯	1,000円

- 注意
- ・この表において、「措置世帯」とは、児童福祉法第21条の18第2項に規定する世帯とする。
  - ・この表において、「市町村民税非課税世帯」の認定は、4月から6月までの利用については、前年度分により、7月以降の利用については、当該年度分による。
  - ・この表において、「ひとり親世帯」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する世帯とする。